

学校法人西野学園同窓会西桜会 奨学金事業 募集要項

(趣旨)

この細則は、学校法人西野学園同窓会西桜会細則奨学金事業規程第1・2条に基づき、奨学金事業の運営に関し必要な事項を定める。

(応募資格)

応募基準は、次のとおりとする。

- 1) 申請時、西野学園に在学する第1学年の学生であること
- 2) 学業・人物・生活態度などが優秀であると認められること
- 3) 経済的困窮度が高いこと
- 4) 同窓会活動への意欲を有すること

以上を満たし優秀と認められる者に対し、奨学金の給付を行う。

(募集期間および選考方法)

奨学金事業規程第1条2に基づき、第1学年2月に候補者の公募を行い、奨学金申請書(第1号様式及び第1号様式-2)に必要事項を記入し、担任教員を通して各学科へ提出。各学科(担任教員等)は、奨学金申請書の必要事項を記入し、西桜会事務局へ期日までに提出。厳正な選考ののち、原則1名(最大で2名)を決定する。

- 1) 選考基準については別途役員会で定める。
- 2) 選考決定後、奨学生は学校法人西野学園同窓会西桜会奨学金受給に関する誓約書および所得証明書等の提出を行うものとする。

<作文について>

1. 西野学園同窓会西桜会の諸活動への参加について、意欲・想いを作文にまとめる。

(400字以上で記載)

2. 将来の展望 将来どのような医療福祉職になりたいのか、詳しく記述する

(200字以上で記載)

3. 奨学金の使い道について記述する

(文字数指定なし)

・記入上の留意点

第1号様式-2を西桜会ホームページよりダウンロードし、パソコン等でデータ入力したものを印刷し提出すること。

原則、手書きは不可とする。

(奨学金)

給付金額および対象人数については次の通りとする。

給付金額 月5万円×12ヵ月＝60万円（第2学年4月～翌年3月まで）

対象人数 原則1名（最大で2名）

※2025年4月より交付開始予定

(採用の取り消し)

奨学生が次のいずれかに該当した場合、奨学生の採用を取り消すものとし、受給した本奨学金の返還を求められることができる。

- 1) 虚偽の申請等不正な方法により給付を受けた場合
- 2) 給付後、卒業をしなかった場合(特段の理由がある場合は、役員会で協議する)

なお、採用の取り消しに伴う奨学金の返還については、次のとおり行う。

- ①採用取り消し及び奨学金の返還請求の通知において、通知の日から2か月以内に返還することを通告する（特段の理由がある場合は、役員会で協議する）。
- ②返還期日を超えても返還が無い場合には、在学時の保証人への返還請求、または、法的な手段に基づく返還請求を行う。
- ③保証人の要件について次のとおりとする。
 - i. 保証人は、原則として父母、独立した生計を営む4親等以内の成年親族（兄弟姉妹・おじ・おばなど）の方。
 - ii. 学生本人の配偶者・婚約者ではない方。

(その他)

1) 奨学金事業規程第1条6より、卒業時に同窓会長賞として奨学生を表彰する。

2) 奨学生として、在学中および卒業

後において同窓会活動に参加する。在学中は、西桜会主催の催事等の周知・参加、広報活動(インタビュー等)への協力。卒業後は、西桜会として企画・運営等の活動を行うものとする。